品川区再犯防止推進計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

品川区

表紙　かっこ　裏　かっこ

はじめに

品川区では、これまで、“社会を明るくする運動”を通じて犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、立ち直りを支える地域づくりを推進してまいりました。

目指す目標は、犯罪や非行をした人たちが地域社会の一員として、安定した人生を送ることができる環境を整えることです。そのためには、再犯のリスクを抑えるための具体的な取り組みや社会復帰支援などを幅広く進めていくことが重要です。

現在、区では、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」を掲げ、各種施策を推進していますが、一度、犯罪や非行をしてしまっても立ち直ろうとする人を地域全体で支えていく、そうした寛容な社会をつくる。こうした思いをこめて、品川区再犯防止推進計画を策定しました。皆様のご支援、ご協力を賜りながら、着実に、再犯防止の取り組みを進めてまいりたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました推進委員の皆様をはじめ、

パブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただいた区民ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2024　かっこ　令和6かっこ　年3月

品川区長　森澤　恭子　　　　森澤区長　写真

品川区保護司会では、品川区と共に【地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまち

作り】の実現を目指すために、社会を明るくする運動を中心に様々な更生保護活動を行ってまいりました。

しかしながら、品川区内の刑法犯の検挙者数は減少しているものの、検挙者に占める再犯率は5割を超えております。昨年１２月に刑法等の一部改正が施行され、「犯罪や非行からの立ち直りを支える息の長い支援」、「地域社会に貢献する更生保護」、「犯罪被害者の思いにこたえる更生保護」など我々保護司も犯罪からの立ち直りや再犯防止といわれる更生保護の使命を今一度見つめ直し実現していかなければならないと考えております。

品川区保護司会設立７０周年を機に、【誰一人取り残さない】地域社会作りを実現する為、品川区更生保護女性会、品川区BBS会、東京桐友会品川支部をはじめとする更生保護関係団体の皆様と品川区のご協力を得て、今回品川区再犯防止推進計画が策定されました。

この再犯防止推進計画を基に、引き続き更生保護活動や犯罪予防活動を推進してまいります。

2024　かっこ　令和6かっこ　年3月

品川区保護司会会長　松尾　和英　　　　　松尾会長　写真

はじめに　かっこ　裏　かっこ

目次

第1章　計画の基本的な考え方　1ページ

1　策定の背景・意義　1ページ

2　計画の位置付け　1ページ

3　計画の期間　1ページ

4　区としての基本方針 2ページ

5　計画推進体制 2ページ

第2章　品川区における再犯防止を取り巻く状況　3ページ

1　再犯者等に関わる状況 3ページ

2　更生保護活動に関わる状況　6ページ

第3章　基本方針と重点的な取組について　7ページ

1　地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現　7ページ

2　就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組　10ページ

3　保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組 13ページ

4　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組　16ページ

5　民間協力者の活動の促進等のための取組　18ページ

6　地域による包摂を推進するための取組　20ページ

7　再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組　20ページ

1ページ

第１章　計画の基本的な考え方

1　策定の背景と意義

全国的に、刑法犯検挙者数が減少する中、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

この現状を踏まえ、平成２８年１２月、「再犯の防止等の推進に関する法律　かっこ　平成２８年法律第１０４号　かっこ」　　かっこ　再犯防止推進法　かっこ　が公布・施行されました。注1

この法律には、『地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』こと　かっこ　第４条第２項　かっこ　、『都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画　かっこ　地方再犯防止推進計画　かっこ　を定めるよう努めなければならない』こと　かっこ　第８条第１項　かっこ　が定められました。

これを受け、東京都においても、令和元年７月、東京都再犯防止推進計画が策定されました。注２

品川区においては、犯罪をした人たちだけではなく、広く区民を対象とした様々な支援を提供しています。それら各種支援が再犯防止、そして更生保護 注3　へつながるものとなるよう、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、だれでもが住みやすい明るい社会・品川区をめざし、品川区の取組を掲げた再犯防止推進計画を策定します。

注1　２１から2４ページ　参考資料　『再犯の防止等の推進に関する法律　概要』　　『国　計画　かっこ　概要　かっこ　』　『国　第二次計画　かっこ　概要　かっこ　』参照

注2　 2５ページ　参考資料　『東京都　計画　かっこ　概要　かっこ　』　参照

注3　犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

2　計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に定める「地方再犯防止推進計画」に位置付けられます。

3　計画の期間

令和６年度　かっこ　２０２４年度　かっこ　から　令和１０年度　かっこ　２０２８年度　かっこ　までの５年間とします。

2ページ

4　区としての基本方針

かっこ1　地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現

かっこ2　就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

かっこ3　保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

かっこ4 学校等と連携した就学支援の実施等のための取組

かっこ5民間協力者の活動の促進等のための取組

かっこ6 地域による包摂を推進するための取組

かっこ7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

5　計画推進体制

本計画の推進にあたっては、社会を明るくする運動推進委員会の協力団体の一部や庁内関係部署からなる、再犯防止推進委員会を組織し、計画の推進、見直しを行います。

＜図＞　計画の推進→課題や情報の共有→評価・改善を繰り返すサイクル

＜図＞品川区再犯防止推進委員会　品川区保護司会、品川区更生保護女性会、区内各警察署、庁内関係各課　他協力団体で構成

３ページ

第２章　品川区における再犯防止を取り巻く状況

１　再犯者等に関わる状況

注　本統計データは、法務省矯正局提供データを基に品川区が作成したもので、品川・大崎・大井・荏原警察署の件数を合計しています。犯行時年齢が２０歳以上のもので、少年データは含みません。

＜グラフ＞　注　法務省矯正局提供データ

　かっこ　１　かっこ　刑法犯検挙件数の推移　かっこ　品川区　かっこ

　平成29年　693人　　平成30年　700人　令和元年　546人　令和２年　581人　令和３年　526人

品川区の刑法犯検挙者数は過去５年で減少傾向にあり、令和３年では526人でした。

かっこ　2　かっこ　刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移

品川区

＜グラフ＞　注　法務省矯正局提供データ

初犯　平成29年　338人　　平成30年　340人　令和元年　280人　令和2年　294人　令和3年　273人

再犯　平成29年　355人　　平成30年　360人　令和元年　266人　令和2年　287人　令和3年　253人

再犯者率　平成29年　51.2%　　平成30年　51.4%　令和元年　　48.7%　令和2年　　49.4%　令和3年　48.1%

品川区の刑法犯検挙者中の再犯者率は減少傾向とはいえ、刑法犯検挙者数の約半数となっており、以下の全国・東京都と同様大きな割合を占めています。

４ページ

東京都・全国

＜グラフ＞　注　法務省矯正局提供データ

刑法犯検挙者中の再犯者数　かっこ　都　かっこ・再犯者率の推移　かっこ　全国・都　かっこ

初犯　かっこ　都　かっこ　平成29年　12,732人　　平成30年　12,816人　令和元年　10,965人　令和2年　10,325人　令和3年　9,277人

再犯　かっこ　都　かっこ　平成29年　12,526人　　平成30年　12,573人　令和元年　11,320人　令和2年　10,618人　令和3年　9,809人

再犯率　かっこ　都　かっこ　平成29年　49.6%　　平成30年　49.5%　令和元年　　50.8%　令和2年　　50.7%　令和3年　51.4%

再犯率　かっこ　国　かっこ　平成29年　50.6%　　平成30年　51.3%　令和元年　　50.5%　令和2年　　50.6%　令和3年　50.0%

かっこ　３　かっこ　年代別・罪名別検挙者の割合

品川区

＜グラフ＞　注　法務省矯正局提供データ

20～29歳　凶悪犯　3.4%　粗暴犯　12.0%　窃盗犯33.3%　知能犯　12.0%　風俗犯　4.3%　その他刑法犯　20.5%　薬事事犯　14.5%

30～39歳　凶悪犯　3.8%　粗暴犯　32.3%　窃盗犯21.5%　知能犯　7.7%　風俗犯　5.4%　その他刑法犯　20.0%　薬事事犯　9.2%

40～49歳　凶悪犯　0.0%　粗暴犯　20.4%　窃盗犯40.8%　知能犯　5.8%　風俗犯　6.8%　その他刑法犯　17.5%　薬事事犯　8.7%

50～59歳　凶悪犯　3.6%　粗暴犯　25.3%　窃盗犯44.6%　知能犯　6.0%　風俗犯　2.4%　その他刑法犯　9.6%　薬事事犯　8.4%

60～64歳　凶悪犯　3.2%　粗暴犯　29.0%　窃盗犯45.2%　知能犯　0.0%　風俗犯　3.2%　その他刑法犯　9.7%　薬事事犯　9.7%

65歳以上　凶悪犯　0.0%　粗暴犯　14.5%　窃盗犯71.8%　知能犯　0.9%　風俗犯　1.8%　その他刑法犯　10.9%　薬事事犯　0.0%

品川区の年代別罪名別検挙者の割合は、60歳以上の窃盗犯の割合が大きく、また、20歳～29歳の若い世代の薬物事犯　注　の割合が大きいことが分かります。

注　覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法違反での検挙者

５ページ

東京都

＜グラフ＞　注　法務省矯正局提供データ

年代別・罪名別検挙者の割合　かっこ　東京都　かっこ

20～29歳　凶悪犯　3.9%　粗暴犯　21.1%　窃盗犯28.4%　知能犯　11.3%　風俗犯　3.2%　その他刑法犯　18.0%　薬事事犯　14.1%

30～39歳　凶悪犯　3.8%　粗暴犯　27.3%　窃盗犯27.2%　知能犯　9.3%　風俗犯　4.5%　その他刑法犯　15.8　薬事事犯　12.1%

40～49歳　凶悪犯　2.6%　粗暴犯　30.4%　窃盗犯29.9%　知能犯　7.9%　風俗犯　2.6%　その他刑法犯　12.7%　薬事事犯　8.6%

50～59歳　凶悪犯　2.1%　粗暴犯　29.6%　窃盗犯36.6%　知能犯　7.6%　風俗犯　2.6%　その他刑法犯　12.7%　薬事事犯　8.6%

60～64歳　凶悪犯　2.3%　粗暴犯　23.5%　窃盗犯44.3%　知能犯　6.4%　風俗犯　2.4%　その他刑法犯　15.4%　薬事事犯　5.7%

65歳以上　凶悪犯　1.1%　粗暴犯　15.2%　窃盗犯66.7%　知能犯　3.0%　風俗犯　1.2%　その他刑法犯　11.5%　薬事事犯　1.2%

全国

＜グラフ＞　注　法務省矯正局提供データ

年代別・罪名別検挙者の割合　かっこ　全国　かっこ

20～29歳　凶悪犯　3.4%　粗暴犯　24.8%　窃盗犯32.5%　知能犯　11.4%　風俗犯　3.4%　その他刑法犯　13.1%　薬事事犯　11.5%

30～39歳　凶悪犯　2.9%　粗暴犯　30.6%　窃盗犯32.0%　知能犯　7.9%　風俗犯　4.0%　その他刑法犯　12.5　薬事事犯　10.1%

40～49歳　凶悪犯　2.1%　粗暴犯　31.0%　窃盗犯35.3%　知能犯　6.6%　風俗犯　3.5%　その他刑法犯　12.0%　薬事事犯　9.6%

50～59歳　凶悪犯　1.7%　粗暴犯　27.2%　窃盗犯43.0%　知能犯　6.1%　風俗犯　2.7%　その他刑法犯　12.3%　薬事事犯　7.0%

60～64歳　凶悪犯　1.5%　粗暴犯　21.2%　窃盗犯53.7%　知能犯　5.5%　風俗犯　2.4%　その他刑法犯　12.0%　薬事事犯　3.7%

65歳以上　凶悪犯　0.9%　粗暴犯　16.0%　窃盗犯69.4%　知能犯　2.3%　風俗犯　1.4%　その他刑法犯　9.3%　薬事事犯　0.8%

東京都・全国においても60歳以上の窃盗犯の割合が大きく、各年代の罪名別検挙者の割合は薬物事犯が東京都ではやや多いものの、似た傾向となっていることが分かります。

6ページ

２　更生保護活動に関わる状況

＜グラフ＞

　かっこ　１　かっこ　品川区の保護観察取扱件数の推移　注　東京保護観察所提供データ

　注1保護観察処分少年は、交通短期保護観察対象者の数は含まない。

　注2保護区変更の件数を含む。

平成29年　90人　　平成30年　86人　令和元年　93人　令和2年　97人　令和3年　86人

品川区の保護観察取り扱い件数の推移は、年度ごとに増減はあるものの、平均90件程度で推移しています。

かっこ　2　かっこ　品川区の保護司数および保護司充足率

＜表＞

定数　132人　各年1月1日現在　　　注　東京保護観察所提供データ

平成29年　保護司数　97人　充足率　73.5%　平成30年　保護司数　99人　充足率　75.0%　令和元年　保護司数　98人　充足率　74.2%　令和2年　保護司数　94人　充足率　71.2%　令和3年　保護司数　95人　充足率　72.0%

全国的に保護司数および充足率は減少傾向である中、保護司の定数は、保護司法で全国52,500人と定められています。実人員は、近年、減少傾向を示しており、令和２年以降は47,000人を下回っています。高齢化も顕著で、60歳以上の者が全体の8割を占め、平均年齢は65.4歳となっています。

品川区の保護司数および保護司充足率は、5年間平均で97人および73.2%となり、一定した水準で推移しています。犯罪をした者の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防のため活動を行う“保護司”の適任者の確保についても課題となっています。

7ページ

第３章　基本方針と重点的な取組について

１　地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現

現状と課題

　子どもや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害は深刻な情勢が続くなどしており、犯罪に対して不安を抱く人が少なくありません。こうした犯罪を防ぎ、地域社会の安全安心を守るために、意識啓発のほか、地域見守りの強化や防犯対策など、さまざまな取り組みが求められています。

品川区の主な取組

人権啓発活動

品川区は、区政の基本理念として「平和で人権が尊重される社会」を目指すことを掲げ、偏見や差別のない、安心して暮らせる明るい共生社会の実現のために様々な施策を展開しています。5月と12月に人権啓発のための講演会を実施し、啓発冊子・リーフレットの作成や広報特集号を発行し、区民に広く人権意識の高揚を図っています。

【人権啓発課人権・同和対策担当】

暴力団排除条例の制定

品川区における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区および区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活を確保することおよび事業活動の健全な発展に寄与します。

【地域活動課生活安全担当】

公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の制定

品川区の公共の場所における客引き行為等の防止に関し、区および区民等の責務を明らかにするとともに、客引き行為等をする者に対する措置等を定めることにより、区民等の平穏な生活の確保を図り、安全で安心な地域社会の実現に寄与します。

【地域活動課生活安全担当】

児童見守りシステム　かっこ　まもるっち　かっこ

全区立小学生および私立・国立小学校通学者のうち、保護者が希望する児童に対し、GPS・通話機能つき防犯ブザー「まもるっち」を貸与し、緊急時の対応を行います。

【地域活動課生活安全担当】

8ページ

安心安全のパトロール隊の活動

防犯知識の豊富な専属職員を配置し、警察署と連携した防犯広報活動、地域のパトロールを行うことにより、区民の生活安全に関する意識の啓発を行うとともに、児童見守りシステムの発報事案や不審者事案など緊急時の対応にも機動力を発揮して現場調査をすることにより、区民の体感治安の向上を目指します。また、街全体の環境を悪化させるおそれがある迷惑な客引き行為等の防止を図ります。

【地域活動課生活安全担当】

防犯活動団体の支援

各防犯協会および母の会が実施する調査研究や、防犯思想の普及活動等を支援します。

また、地域における犯罪の発生を未然に防止するためにボランティアにより地域に密着した自主的防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

【地域活動課生活安全担当】

わんぱくパトロール

児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し、自らの防犯意識を向上させます。

【地域活動課生活安全担当】

自動通話録音機の無料貸与

特殊詐欺被害対策に有効な自動通話録音機を、区内在住65歳以上の方を対象に無料で貸与しています。

【地域活動課生活安全担当】

AI型特殊詐欺対策アダプタ設置費用助成

AIが通話内容を分析し、特殊詐欺と判断した場合に緊急連絡先へ通報するアダプタの設置費用を助成しています。

【地域活動課生活安全担当】

わんわんパトロール

飼い犬の散歩中に住民の安全・安心を脅かす場面に接した際、110番通報を行うことで区内の防犯活動に協力していただく「わんわんパトロール」事業を推進しています。

区内動物病院と協働し、地域全体の防犯活動を行っています。

【地域活動課生活安全担当】

9ページ

こども110ばんの家

子どもたちが、登下校時の通学路をはじめ、下校後の道路・公園・広場等で「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」などを受けて身の危険や不安を感じたときに、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護するのが、『こども110ばんの家』です。

地域の大人たちが、日常できる範囲で子どもたちを見守ります。PTA、地区委員、町会など、ご家庭・事業所にご協力をいただいています。

【地域活動課生活安全担当】

８３かっこ　ハチサン　かっこ　運動

「小学生の登下校時刻である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という運動で、品川区立小学校ＰＴＡ連合会長の発案で平成17年度に始まり、その後全国的な広がりをみせています。

【庶務課庶務係】

10ページ

2　就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

現状と課題

法務省からの提供データ　注　法務省東京保護観察所提供データ　である令和３年度の刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、東京都においては27.6%となっており、全国平均である16.0%を大きく超えています。適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上でも重要なことです。また、保護観察終了時に無職である者の割合は東京都において29.2%となっており、全国平均である33.1%からは下回るものの、少ない割合とはいえません。

住居や就労への取組を広く周知し、必要な支援を行い、生活の安定を図る必要があります。

品川区の主な取組

かっこ　１　かっこ　就労支援

品川区就業センター

区とハローワークが一体となって運営を行っている施設です。

ハローワークの専門相談員が常駐し、地域に根差した就業支援に取り組んでいます。

【商業・ものづくり課就業支援担当】

就業相談　かっこ　しながわお仕事相談室　かっこ

働くことの悩みや就業についてのご相談に応じています。経験豊富なキャリアコンサルタントが就職活動・キャリアに関する悩みをお聞きします。応募書類の添削や面接指導なども可能です。

【商業・ものづくり課就業支援担当】

就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

障害のある方の就労に関するさまざまな支援を行います。各相談支援センター、各就労支援事業所に相談窓口を設けています。

【障害者支援課障害者相談支援担当】

無料職業紹介所　かっこ　サポしながわ　かっこ

おおむね55歳からの無料職業紹介・相談窓口です。求人・求職のサポーターとして求人企業と求職者のきめ細かなマッチングを行っています。

【品川区社会福祉協議会】

１１　ページ

かっこ　参考　かっこ　国・東京都の就労支援

協力雇用主の募集・支援　かっこ　国　かっこ

厚生労働省及び法務省にて協力雇用主を募集しています。協力雇用主は、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する事業主です。協力雇用主になるためには、各都道府県にある保護観察所に登録し、地区協力雇用主会に入会する必要があります。登録手続きは保護観察所が行います。

＜表＞

品川区の協力雇用主数　注　東京保護観察所提供データ

注1　「その他サービス業」は、葬祭業、情報通信業、清掃業、不動産業を含む。

注2　「その他」は、廃棄物処理業、造園業を含む。

製造業　0　建設業　14　飲食業　1　医療福祉業　１　その他サービス業　１　運送業　０　電気ガス水道工事　0　農林漁業　0　鉱業　0　その他　0　計　23

ソーシャルファームの創設・活動支援　かっこ　国・都　かっこ

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

農福連携等の推進に向けた法務省の取組　かっこ　国　かっこ

法務省では再犯防止　かっこ　立ち直り　かっこ　と農業・福祉の連携を見据え農業・福祉関係団体との関係構築や犯罪・非行をした者を受入れた団体等に対する支援を行っています。

ソーシャルファーム支援事業　かっこ　東京都　かっこ

東京都では「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、就労に困難を抱える方を一定数雇用するなどの基準を満たした事業者を、「東京都認証ソーシャルファーム」として認証するとともに、その活動に対する支援を行い、刑務所出所者などの就労に困難を抱える方の雇用機会の拡大を図っております。

かっこ　2　かっこ　居住支援

区営住宅

住宅に困窮する所得の低い方を対象に、住宅という生活基盤を整え、安定した生活を支援します。

【住宅課住宅運営担当】

12ページ

高齢者住宅あっ旋事業

民間住宅への入居に関してお困りの高齢者の方に対して、不動産事業者と区が連携して住宅をあっ旋し、礼金等の助成をします。

【高齢者地域支援課高齢者住宅担当】

高齢者住宅生活支援サービス事業

高齢者民間住宅あっ旋事業決定者　かっこ　生活保護受給者を除く　かっこ　に対し、　かっこ　1　かっこ　基本サービス　かっこ　定期連絡、生活相談、緊急対応、家財処分、転居支援など　かっこ　、　かっこ　2　かっこ　選択サービス　かっこ　火葬等実施、生活支援サービス　かっこ　を提供することで、高齢者の賃貸住宅入居に対する不安を解消し、住まいの確保につなげます。利用には利用料、預託金等が必要です。

【高齢者地域支援課高齢者住宅担当】

住宅確保要配慮者入居促進事業

住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者　かっこ　高齢者・ひとり親世帯・障害者・低額所得者　かっこ　の方に対する住まいの確保を支援するため、不動産事業者と連携し、民間賃貸住宅を提供した賃貸人、不動産事業者の方に、区より協力金をお支払いすることで、住宅確保要配慮者が入居を断られない物件の増加を図ります。

【住宅課空き家対策担当】

【住宅あっ旋に関する問い合わせ】

　かっこ　高齢者　かっこ　高齢者地域支援課高齢者住宅担当

　かっこ　ひとり親世帯　かっこ　子育て応援課ひとり親相談係

　かっこ　障害者　かっこ　障害者支援課障害者支援係

　かっこ　低額所得者　かっこ　生活福祉課相談係

13ページ

3　保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

現状と課題

高齢者　かっこ　６５歳以上の者　かっこ　が出所後２年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。　注　法務省再犯防止白書より　また、薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげる必要があります。

品川区では、犯罪をしたかに関わらず提供される支援が様々ありますので、それらが犯罪をした人への確実な支援につながるよう取組の周知や関係機関との情報共有を行う必要があります。

品川区の主な取組

かっこ1　かっこ　高齢者・障害者への支援

品川区地域福祉計画

子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目指す計画として策定しています。

孤独や孤立のないまちを目指して、区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、日常的な交流や社会参加により誰もが役割をもって地域で活躍できるよう、地域の支え合いや関係機関等の連携により、地域福祉の推進を図ります。

【福祉計画課地域包括ケア推進係】

高齢者への支援

高齢者の方や家族からの介護の相談や在宅福祉サービスの利用のご相談などに応じています。

【高齢者福祉課高齢者支援第1〜2係】

【高齢者福祉課施設支援係】

障害者への支援

障害者の方の日常生活の援助についての相談や障害福祉サービス利用の相談などに応じています。

【障害者支援課障害者相談支援担当】

14ページ

かっこ　2　かっこ　薬物乱用防止や薬物依存への取組

薬物乱用防止ポスター・標語展の開催

青少年の薬物乱用防止対策の一環で、青少年に薬物乱用に対する問題意識を持ってもらい、薬物に手を出させないために、東京都薬物乱用防止推進品川地区協議会と品川区が共催で行っています。

【健康課庶務係】

薬物乱用防止パンフレットの作成・区内公立学校への啓発活動

品川区保護司会にて薬物乱用防止の啓発冊子を作成し、区立小中学校において薬物乱用防止教室を開催しました。

【教育総合支援センター】

【地域活動課庶務係】

3　医療への取組

精神保健サービス

品川区ではこころの健康、こころの病気などでお悩みの方のご相談に応じています。

管轄の保健センターにお気軽にご相談ください。

【品川・大井・荏原保健センター】

自立支援医療　かっこ　精神通院医療　かっこ　注　東京都の事業

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、病院または診療所での外来通院医療費が助成されます。また、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も助成されます。　かっこ　原則として医療費の1割の自己負担。ただし、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額があります　かっこ

【品川・大井・荏原保健センター】

4　生活にお困りの方への支援

品川区　暮らし・しごと応援センター

生活上の不安やお困りになっていることを一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。品川区在住で生活にお困りの方ならばどなたでも相談できます。　かっこ　ただし、生活保護受給中の方は対象外です　かっこ

【生活福祉課相談係】

生活困窮者自立支援事業「学習支援あした塾」

生活にお困りの家庭の中学生を対象に、無料の少人数学習会を開催しています。

学校で使用している学習教材を活用し、高校進学を目指す中学生を支援します。

【生活福祉課相談係】

15ページ

生活保護

国が生活に困窮している国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

保護は本人などからの申請によって開始しますので、保護を受けるためには、申請手続きが必要です。

【生活福祉課保護事務係】

小口生活貸付資金

日常生活において、病気等により緊急に一時的な小口の資金が必要方に相談に応じ必要な資金をお貸しします。

【品川区社会福祉協議会】

生活福祉資金貸付事業

他から資金の借り入れが困難な所得の低い世帯や高齢者を対象に、相談に応じ必要な資金をお貸しします。

【品川区社会福祉協議会】

16ページ

4　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

現状と課題

国の再犯防止計画によると、我が国の高等学校進学率は、98.８%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の 24.4 %は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあるそうです。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。今日のさまざまな青少年問題への対策とともに、青少年を健全に育成するため、家庭・学校・地域社会・行政がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携を図り活動を推進していきます。

品川区の主な取組

かっこ1　かっこ　非行の未然防止

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。品川区では７月の強調月間に合わせ、街頭広報や品川区保護司会の活動報告や善行を通して人々に共感と勇気を与えている青少年や日常的に努力を重ね、スポーツおよび文化等の分野で優秀な成績をおさめた青少年をたたえる表彰式を行う中央大会を開催しています。

【地域活動課庶務係】

青少年対策地区委員会

青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図るため活動を進めています。区内13地区　かっこ　地域センターごと　かっこ　に組織されており、各地区創意工夫を凝らし、青少年の健全育成の一環として、こども対象の事業を実施しています。

【地域活動課地域支援係】

青少年問題協議会

青少年の健全育成のため、青少年問題協議会を開催　かっこ　年２回程度　かっこ　しています。青少年問題に関する諸問題を総合的に検討し、その中から重点的に調査・審議を行い、その結果を様々な形で皆さんにお知らせしています。

【子ども育成課庶務係】

17ページ

品川区子ども・若者計画

すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるように支援施策の一層の推進を図るため、令和５年４月に「第２期品川区子ども・若者計画　かっこ　令和５年～9年度　かっこ　」を策定しました。本計画では、基本理念である「すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、人と支えあいながら、ともに生きていくまち“しながわ”」の実現を目指し、各分野の垣根を超えた横断的連携を図り、事業計画を推進していきます。

【子ども育成課庶務係】

教育相談室

品川区在住の幼児から高校生、その保護者を対象として、学業、性格、進路、身体、精神などの問題そのほか教育に関する問題について、カウンセラーや教育相談員が電話や来室　かっこ　予約　かっこ　により相談に応じます。また、必要に応じて他の専門的な機関の情報なども提供しています。

【教育総合支援センター】

HEARTS　かっこ　品川学校支援チーム　かっこ

品川区立教育総合支援センターに設置している教育・福祉・心理・元警察官のスタッフで構成する専門家チームです。いじめをはじめ、不登校や非行等に関することが相談できる窓口です。

【教育総合支援センター】

かっこ2かっこ　就学・学習支援

就学援助

就学援助は学校教育法第19条に基づき、学用品費や校外教授費などを援助する制度です。学校を通じて保護者の方に申請書を配布いたしますので、申請期日までに手続きをしてください。

【学務課学事係】

ひとり親家庭学習支援事業　ぐんぐんスクール

ひとり親家庭のお子さんを対象に、大学生や社会人のボランティア講師が学習指導を行います。各自の学校で使用している学習教材を元に、苦手科目の克服やテスト対策を支援します。

【子育て応援課ひとり親相談係】

生活困窮者自立支援事業「学習支援あした塾」　かっこ　再掲　14ぺーじ　参照　かっこ

【生活福祉課相談係】

18ページ

5　民間協力者の活動の促進等のための取組

現状と課題

品川区における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる品川区保護司会、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う品川区更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアによって行われてきました。

また、社会を明るくする運動では、上記の方々に加え、青少年対策地区委員会、民生委員協議会など様々な民間協力者の皆様に参加いただき、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深める啓発活動を行ってきました。

しかしながら、保護司の高齢化や民間ボランティアが減少傾向となっていることなど、今後の活動への課題を少なからず抱えているため、自治体としても支援の継続や拡充を検討していく必要があります。

主な民間協力者とその取組

品川区保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

品川区保護司会は、品川、大崎、大井、荏原東、荏原西の5つの分区　かっこ　支部　かっこ　に分れ、それぞれの地域で分区会をもち、東京保護観察所と連携して更生保護のために様々な活動を行っています。更生保護サポートセンターを拠点とし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐　かっこ　平日10：00～16：00　かっこ　して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

【注　更生保護サポートセンター】

保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。品川区では令和元年７月より現在の場所に開設し、保護司の方々の活動拠点となっております。

センターには面談室１部屋の他、会議室１室があり、更生保護に関わる面談や会議に使用しています。

住所：140-0014　品川区大井１-15-13

電話/FAX：03-4285-0580

19ページ

品川区更生保護サポートセンター地図　　外観写真

品川区更生保護女性会

更生保護に協力するボランティア団体です。地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創りあげるために活動をしています。

品川区BBS会　かっこ　ビッグ　ブラザーズ　アンド　シスターズ　ムーブメント　かっこ

非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、 一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

品川区の主な取組

更生保護活動への支援

区では、更生保護活動への支援として、品川区保護司会をはじめとする関係団体への支援を行っています。

かっこ　支援の一例　かっこ

・品川区保護司会へ更生保護サポートセンターとして活用できる施設の貸出

・社会を明るくする運動　かっこ　注　16ページ参照　かっこ　の事務局を担い、街頭広報活動や区内児童・生徒を対象とした善行・特別表彰を行う中央大会の実施

・定例研修等更生保護に関わる会議を実施する会議室等の手配

20ページ

6　地域による包摂を推進するための取組

現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには自治体の関係団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援を行い、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。自治体や地域が再犯防止に対する理解を深め、取組を促進するとともに、地域社会における自治体や民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要です。

　注　包摂とは、全体をまとめる、包み込むという意味。本計画では、犯罪をした者等を排除することなく地域に包み込み、地域社会に参画できる機会を整備することを目指すこととして使用しています。

近年では、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」として、すべての人が社会の一員になれることを目指すことを示したエスディージーズの基本理念でもある「誰一人取り残さない」社会を目指すこととして使用されています。

品川区の主な取組

品川区再犯防止推進委員会の設置

区内関係各課や品川区保護司会を始めとする関係団体、地域団体、福祉関係団体等民間協力者からなる委員会を設置し、計画の策定や再犯防止推進に係る各取組に対する課題や情報共有を行います。また、犯罪をした人への支援を行う団体の講演等を企画し、不幸にして犯罪や非行をした人たちの声に耳を傾け、計画の見直しや改善に取り組みます。

7　再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

現状と課題

再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要です。

品川区では「“社会を明るくする運動”強調月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできましたが、引き続き再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するために自治体と地域の関係団体が主体となり、地域住民を巻き込んで広報 ・啓発を実施することが効果的であると考えます。

品川区の主な取組

社会を明るくする運動　かっこ16ページ　再掲　かっこ　・再犯防止啓発月間を通じた理解促進

毎年７月は、「社会を明るくする運動」の強調月間であると同時に「再犯防止啓発月間」でもあります。犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について広報・啓発活動を行い、活動を通じて地域の方々の更生に対する理解促進を推進します。

【地域活動課庶務係】

21ページ　および　22ページ

参考資料　再犯防止推進法　概要　法務省ホームページ　再犯の防止等の推進に関する法律　かっこ　再犯防止推進法　かっこ　より抜粋

23ページ　および　24ページ

国　計画　かっこ　概要　かっこ

法務省ホームページ　再犯防推進計画　より抜粋

25ページ

東京都　計画　かっこ　概要　かっこ

東京都生活文化スポーツ局ホームページ　東京都再犯防止推進計画　より抜粋

裏表紙　かっこ　裏　かっこ

品川区再犯防止推進計画

令和６年度　かっこ　2024年度　かっこ　から　令和10年度　かっこ　2028年度　かっこ

品川区地域振興部地域活動課庶務係

〒１40-8715　品川区広町二丁目１番36号

電話　03-5742-6687（直通）